

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和7年2月13日 新潟地方法務局南魚沼支局 登記官 上村竜一

記

- 1 手続番号  
1106-2024-0001
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
南魚沼市小栗山字上ノ台2009番子

以上